

I L L システムの国立国会図書館依頼機能

センターでは、I L L システムからの国立国会図書館への依頼機能実現を目指し、平成7年度より約1年の間、国立国会図書館と協議を重ねてきました。

この度、平成8年4月17日(水)から、N A C S I S - I L L を利用して国立国会図書館(以下、N D L)へ文献複写及び現物貸借の依頼をすることができるようになりましたので、お知らせします。

1. 概要

- 外部依頼

B L D S C への依頼と同様、N D L への依頼は「外部依頼」の扱いになります。

- 依頼の仕組み

国会とのデータのやり取りはメールで行います。

A M L I D に N D L がセットされた「未処理」状態のレコードをもとに、一定時間毎に依頼メールの作成と、転送処理を行います。転送処理が行われると、I L L レコードの状態は「外部依頼中」に遷移します。

転送されるまでは「未処理」の状態ですので、C A L L B A C K コマンドにより状態を「準備中」に戻し、N D L への依頼の取消を行うことができます。

- B L D S C への依頼との違い

N D L への依頼では、直接、依頼レコードに N D L 側からの「謝絶」及び「照会」のレスポンスが反映されます。その際、謝絶理由及び照会内容等が、履歴欄のコメントに記入されます。

2. 利用にあたっての準備

- 複写サービスの場合

N D L の「機関登録番号」が必要ですが、現在学術情報センターに接続している機関については、特別な手続きは必要ありません。センターで一括して、各参加組織レコードに「N D L フィールド」を作成し、N D L の「機関登録番号」を書き込みます。

- 貸借サービスの場合

利用にあたっては、国立国会図書館「図書館間貸出」制度に加入していることが必要です。まだ加入されていない場合は、先に直接 N D L へ加入申請をしてください。

3. I D ・略称

N D L は参加組織 I D の代わりにコード「N D L」を使用します。

また、NDLの画面上の略称は「NDL」です。

「準備中」の状態です。直接NDLを指定したい場合は、HMLIDに「NDL」と入力してください。なお、その際には以下の点にご注意ください。

- NDLは、1つのレコード中で複数回指定できません。
複数のHMLIDを入力する際、NDLを指定してORDERコマンドを発行すると、NDLは何番目の候補館であっても自動的に最終候補館になります。ただし、BLDSCを同時に指定している場合は、NDL、BLDSCの順になります。

4. 依頼方法

所蔵検索・簡略表示画面、および所蔵詳細表示画面で発行するFORMコマンドのオペランドとして、「NDL」を設けます。このオペランドは、複数館指定時の候補館数に含まれます。

- JPファイルから
JPファイルの書誌の詳細表示画面から「FORM NDL」と発行することによりNDLを依頼候補館とした依頼レコードを作成することができます。

```
-----  
雑誌書誌詳細表示                               JP                1-    1/    1 |  
>:FORM NDL  
RECST:  
GMD:    SMD:    YEAR:1990    CNTRY:ja    TTLL:jpn    TXTL:jpn    ORGL:    |
```

その際、CLNにはNDLの請求記号がセットされます。

- 所蔵検索・簡略表示画面から 所蔵検索・簡略表示画面でFORMコマンド発行時に通常の参加館とNDLを共に指定する場合は、必ずNDLを最後に指定してください。

例：第1候補館「学情大」、第2候補館「大塚大」、第3候補館「NDL」の場合

```
-----  
雑誌所蔵検索・簡略表示                       1-    2/    2    |  
>:FORM 1 2 NDL  
学術雑誌.  
.....  
1. 学情大図(1975-1976)5-6  
2. 大塚大(1971-1977)1-7
```

- 所蔵検索詳細表示画面から また、所蔵詳細表示画面でFORMコマンドを発行する際にNDLオペランドを指定すると、第1候補館は所蔵が詳細表示されている参加組織、第2候補館はNDLとなります。

例：第1候補館「学情大」、第2候補館「NDL」の場合

```
-----  
雑誌所蔵詳細表示                             1-    2/    2    |  
>:FORM NDL  
学術雑誌.  
学情大
```

5. NDL依頼時の必須項目

「資料名(BIB)」及び、以下の項目が記入されていない場合、その依頼レコードはNDLで受け付けられず「新着照会」となって戻って来ますので、注意してください。

- 複写依頼の場合
「論文名(ARTCL)」又は「論文著者名(ARTCL)」又は「ページ(PAGE)」のいずれか及び
「巻号(VLNO)」又は「年次(YEAR)」のいずれか
- 貸借依頼の場合
「巻号(VLNO)」又は「年次(YEAR)」のいずれか

6. 「新着照会」状態レコードの対応

N D Lから謝絶された場合、照会があった場合、及び転送時にエラーが発生した場合に、当該レコードは「新着照会」状態で依頼館に戻ってきます。状況に応じて、以下の様に対応してください。

- 謝絶の場合
他の図書館に依頼しなおす場合は、R E T R Yコマンドにより、再度所蔵検索をしてください。
また、キャンセルしたい場合には、C A N C E Lコマンドを発行することにより、終了状態である「C A N C E L」状態に移行させることができます。
- 照会の場合
照会内容が履歴欄のコメントに記入されていますので、照会内容に対して回答し、再度依頼する場合は、A N S W E Rコマンドを発行してください。
- 転送エラーの場合
再度依頼する場合は、エラー箇所の修正後、A N S W E Rコマンドを発行してください。
- A N S W E R時のコメント
A N S W E Rコマンド発行時には、C M M N Tが必須です。特に書くべきコメントがない場合は、当面「#」を入力してください。

7. N D L 依頼時の注意事項

- 請求記号
当該資料の請求記号が判明している場合は、必ずC L Nに入力してください。
- 貸借サービス
「外部依頼中」のレコードに対してB O R R O Wコマンドを発行する際には、返却期限等を入力してください。
また、N D Lに対する更新請求はできません。必ず期限内に返却してください。
- 一括送付 依頼資料の送付は、レコード単位で行われます。別レコードとの一括送付は出来ません。
- 問い合わせ先

トラブルその他に関するお問い合わせは、以下までお願いします。
 ・利用登録及び到着資料について 国会図書館 図書館サービス係
 TEL:03-3581-2331 (内線 5115)
 ・それ以外について 学術情報センター 目録情報課 相互協力係
 TEL:03-3942-6988 / FAX:03-3944-7131

目録所在情報データベースのサーバ移行

センターニュース等でお知らせしたように、センターでは電子計算機の機種更新によって、従来のメインフレームのほかにオープンシステム系としてデータベースサーバ群を導入しました。このサーバ群のうちの汎用データベースサーバで、平成9年度から新たな目録所在情報サービス（新CAT/ILLシステム）を提供することになりますが、その前段階としてデータベース部分（総合目録データベースとデータベース管理システム）をサーバに移行することを計画しています。この移行は新サービスの準備作業であるとともに、アプリケーション（目録システムとILLシステム）を除くデータベース部分を現行メインフレームから分離することによって、メインフレームの負荷を軽減し、増加する利用端末数の安定的接続を保障するという目的を持っています。

今回のデータベース移行の内容は次のとおりです。

1. 移行対象データベース

目録システムの業務用システム，教育用システム全データベース。

ILLシステムの業務用システム，教育用システム全データベース。

2. 移行の内容

今回の移行にあたっては、参加機関側のシステム改変作業等が極力発生しないように進めていく計画ですが、新CAT/ILLシステムを考慮し次の変更を予定しています。

○ 半角カタカナの全角化

データベース内部では半角カタカナの使用はせず、サーバの標準文字コードに従い全角カタカナを用います。ただし、画面上での表示等、目録・ILLシステムを通して送信されるデータは従来と変更はありません。

○ 検索キーの最大長の変更

現在24バイトとなっている最大長を32文字に変更します。

○ タイトル及び標目の漢字単語での検索可能化

タイトルや典拠標目については現在漢字単語での検索はできませんが、移行の際にヨミを基に漢字単語の検索キーを作成します。これに伴い、同音異字の検索が簡便になります。

3. 移行後のシステム運用

データベースを移行した後も目録システム・ILLシステムのアプリケーション自体はメインフレーム上で従来同様稼動しますが、これまでのシステムで

懸案であったデータベースの即時更新を実施します。これによって全ての検索キーが即座に有効となりますので効率的な検索が可能になります。

4. その他

データベースをサーバに移行することに伴い、インターネット上のブラウザを通して総合目録データベースを検索できる簡略な仕組みを用意します。これによって研究者が直接総合目録データベースを検索できるようになります。

上記の移行にあたっては、若干のサービス停止期間を設ける必要が生じるため、実施時期を平成8年8月とする計画で作業を進めています。

また、センター内でのテストが終了した後の4月～6月の各第4木曜日の午後に、各機関に御参加いただいて大規模な負荷テストを実施することも予定しております。詳細が決まりましたら改めてご案内しますので、御協力よろしくお願いたします。

新CAT／ILLシステムの概要

常時約1300台の端末が同時に接続し、1日の図書所蔵登録件数が約2.6万件に達する目録システムも、設計されてから既に10年以上が経過しました。これまで、各参加機関の要望に応えシステムの改訂をほぼ毎年実施してきましたが、ここ数年の図書館を巡るハードウェア、ソフトウェアの環境は著しく変化してきており、目録システムも新たな環境に適応したバージョンに改訂する必要が生じていました。このため、平成7年度からセンター内に、新バージョンの持つべき機能を洗い出すこととその実現方法を検討・設計することを目的とした「新CAT／ILLシステム検討会議」（以下「検討会議」という）を設置して、集中的に審議をおこなってきました。以下に御紹介するのは、この検討会議での審議に基づいて現在設計開発が進められている新CAT／ILLシステムの概要です。この概要はあくまで現時点での概要であり、変更が加えられる可能性もありますが、各参加機関が今後システム更新等を行う上での参考としていただければ幸いです。

新システムの考え方

1. クライアントサーバ型システムの採用

2. 参加機関側をクライアント、センター側をサーバと位置付け、クライアントからの様々な要求に対して該当する情報を提供するという形態をとるのがクライアントサーバ型システムです。この場合、目録システムやILLシステムはアプリケーションサーバ上で動くプログラム群として検索要求を受け取って検索結果を返したり、登録要求を受け取りデータベースに書き込みしたりします。また、データベースサーバが直接検索や登録の要求を受け取って処理をすることも有り得ます。

3. APIライブラリの公開

クライアントサーバ型システムの場合、クライアントがどのような要求の仕方をすればサーバがどのような処理をしてくれるかが決まっている必要があります。この約束事がAPI（アプリケーション・インターフェイス）と呼ばれるものであり、新システムにおいてはセンターからライブラリの形で公開・提供します。

4. UIP作成のガイドライン提示

ユーザインターフェイスを提供するUIP（ユーザ・インターフェイス・プログラム）については、各システムベンダーが上記のAPIライブラリとクライアントの持つGUI環境とを利用して作成することになります。センターではUIP作成の際の注意事項をまとめたガイドラインを提示しますので、この範囲内でどのようなUIPを作成するかについて、各ベンダーに自由度が与えられます。その点、センターからソースコードを含む関係資料一式を提供した

XUIPとは扱いが異なりますので、注意が必要です。なお、APIとガイドラインの提示のみではシステムベンダーの作業が円滑に進まない場合を考慮し、現在センターでUIPのプロトタイプを最近話題のJavaを用いて作成しています。要望があればこのプロトタイプの提示も行います。

新システムの機能

1. JIS X0221の採用

1993年（平成5年）にISO（国際標準化機構）において、中国語及び韓国・朝鮮語で使用される統合漢字を含む総数約3万4千字がUCS（国際符号化文字集合）として制定され、平成7年にはJISのX0221として国内規格化されました。JIS X0221には公用語の半数以上が含まれており、これを採用することによって現在総合目録データベース上で登録不可扱いになっている中国語及び韓国・朝鮮語等の資料を取り扱うことができるようになります。

ただし、現在はまだJIS X0221に対応する環境が非常に限られているため、当面データベースだけを対応させることを検討しており、平成9年度運用開始の際にはクライアント側は現状どおりの運用となります。全体が対応するのは新システムの第2次計画の時点を予定しています。

2. 自動登録インターフェイス

従来のオンライン形式による自動登録ではなく、データの転送とバッチ的な処理とを可能にする専用のインターフェイスを用意します。このインターフェイスは前述のAPIとは異なり、データベースサーバと直にやり取りをする形となります。

3. 作業対象ファイルの設定機能

検索及び登録において、対象とするファイルを総合目録データベースのみとするか、参照MARCも含めるか、また、図書ファイルと雑誌ファイルを同時に検索対象とするかどうか等、組み合わせをクライアント側で指定することができるようにします。

4. フルタイトルキーの作成

NatureやScience等の単語1語のタイトルや一般的な単語のタイトルは、検索時に対象を絞り込むにはSCAN等のコマンドを使用して集合演算をするよりほかに現在は手段がありません。そのような煩雑な手順を踏まずに上記のタイトルを容易に検索できるようにするため、本タイトルの先頭から終わりまでを一つの検索キー、すなわちフルタイトルキーとして作成することにします。このキーは自動登録ソフトウェアにおける検索キーとしてもかなり効果を発揮することになると予想されます。

5. 重複書誌作成抑止機能

重複書誌レコードのうち単純な操作ミスが原因と想定されるものについては、書誌レコード登録前にISBN等を用いて総合目録データベースを再検索し、ヒットした場合にはメッセージを出して注意を促すといったチェック機能があるだけでかなりの重複書誌作成を抑止できる可能性があります。新目録システムから出される特定メッセージを受け取って重複チェックを行う機能を、

UIP側に付加することを必須とするようなガイドラインを作成することになります。

6. データの二重保持の解消

PTBLと親書誌タイトル、所蔵レコードの参加組織略称等、現行のシステムでデータを二重に記録している部分について、データの持ち方を整理します。これによってリンク関係に齟齬を来さないようになります。

新システムは平成9年4月から運用を開始する予定であり、現在詳細仕様の確定を急いでいるところです。これらの内容及びスケジュールについて詳細がまとまり次第改めてお知らせいたします。また、参加機関、システムベンダーに対する説明会等も実施する予定です。

個別版CD-ROM提供サービス 平成8年度分の募集

「個別版CD-ROM提供サービス」の平成8年度募集を以下の要領で行います。

1. サービス提供条件

- 対応機種及びOS
 - NEC-9801VX以降に発売されたPC-98 シリーズでMS-DOSバージョン3.3 以上。
 - IBM-PCまたはその100%互換機でDOS/V バージョン5.0 以上。
- 対象機関
 - 目録所在情報サービスの参加組織（学総目参加機関を含む）。
- 収納対象
 - 総合目録データベースに登録された図書・雑誌の書誌・所蔵データ。
 - 図書のみ、雑誌のみ、和洋単位でも受け付けます。
- 作成単位
 - 単一の参加組織、またはいくつかの参加組織からなるグループ（機関全体や大学と短期大学の集合など）。ただし、後者の場合はグループに属する全ての参加組織の同意が必要です。
 - 他の機関の参加組織を含めたグループも可能ですが、この場合は、対象機関の同意書が必要です。
 - 配置コード単位でも作成できる場合があります。
- 収納件数
 - 上記作成単位の平成8年3月末現在の収納所蔵件数の合計が12万件を限度とします。
- 提供頻度
 - 年4回、または年1回。
- 提供セット数
 - 同一のCD-ROMを最大5セットまで。
- 提供期間
 - 受諾書において個別に通知します。
- 提供価格

対象件数	1セット単価	2～5セットの単価
3万件以下	10,000円	5,000円
6万件以下	20,000円	10,000円
9万件以下	30,000円	15,000円

12万件以下	40,000円	20,000円
--------	---------	---------

(注1) 対象件数は、平成8年3月末現在の収納所蔵件数。

(注2) いずれも1セットあたりの消費税込みの価格で、単位は円。

(注3) 例えば、作成対象件数が3万件の機関が5セット申し込む場合は
 $10,000 + 5,000 \times 4 = 30,000$
で、3万円となります。

CD-ROMの保証期間

- 提供するCD-ROMについては、通常の使用で一年間保証します。通常の使用で障害が生じた場合は、一年以内であれば無償で交換します。

2. 申込締切

平成8年4月30日(火) 必着。

3. 申込書の請求・問い合わせ先

〒112 東京都文京区大塚3-29-1

学術情報センター 事業部目録情報課相互協力係 気付

財団法人 電気・電子情報学術振興財団

電話 (03) 3942-6987, 6988 (直通)

FAX (03) 3944-7131

BLDSC 新サービス開始への対応

平成8年度からNACISIS-IILL経由で、BLDSCの新サービスであるFAXBACKサービスの利用が可能になります。

1. FAXBACKサービスについて

依頼文献の複写物をFAXにて送付するサービスです。送付方法が異なるだけで、基本的にエアメールによる従来のサービスと同じものです。

ただし、次の条件があります。

(1)依頼対象文献は、BLにあるものに限りです。

(2)一文献につき30ページ以内の複写依頼に限りです。

この2つの条件に外れる複写依頼をした場合、及びBLDSC側でどうしてもFAXでは送付できないと判断した場合などには、自動的にエアメールでの送付に切り替えられます。

2. 利用の前に

FAXBACKサービスを利用するには、BLDSCにFAXBACKサービス専用の利用者登録が必要です。国内の代理店を通じて登録し、メッセージキーワードコード（FAXBACK専用の利用者コード）を取得して下さい。代理店への申請には、BLDSCのカスタマーコード及び自館のFAX番号が必要です。また、その際、NACISIS-IILLを利用してBLDSCに依頼することをお伝えください。

同一のカスタマーコードに対して送付希望先のFAX番号が複数ある場合は、FAX番号ごとにメッセージキーワードコードが与えられます。1カスタマーコードにつき、最大99個のメッセージキーワードコードを持つことができます。

詳しくは、代理店にお尋ねください。

〔取扱い代理店〕

株式会社紀伊國屋書店
丸善株式会社
ユサコ株式会社

3. NACISIS-IILLでの依頼の手順

FAXBACKサービスを利用する際には、IILLレコードのCMMNTフィールドにメッセージキーワードコードを入力して、ORDERコマンドを発行してください。

また、FAXBACKサービス利用時には自動的に著作権料が支払われる仕組みになっていますので、CMMNTフィールドに「COPYRT」を入力する必要はありません。

FAXBACKサービス利用時の画面例 ("FXBK01"がメッセージキーワードコード)

```
複写依頼詳細表示
>:ORDER
準備中 OMLNM:学情セ OMLID:FA012943
ACCT:pb TYPE:電子複写 SPVIA: ONO:9603 PRMT:
BIB:Children's environments quarterly.
VLNO:6(1) PAGE:27-32 YEAR:1989
ARTCL:Olds, Anita r.: Nature as healer
HMLID:BLDSC HMLNM: LOC: VOL: CLN: RGTN:
BVRFY:Citation HVRFY:
CLNT:学情華子 CLNTP:目録情報課
ODATE:
CMMNT:FXBK01
```

OSTAF:情報・資料係

その他は、通常のBLDSCへの依頼と全く同じです。

I L L システム操作マニュアル第 3 版の刊行

I L L システム操作マニュアル第 3 版を刊行します。

第 3 版では、以下の内容をまとめました。

- 「I L L システム操作マニュアル改訂版」(1993年刊行)
- 「I L L システム操作マニュアル改訂版追補」(1995年刊行)
- 「REQUEST コマンド事前テストの手引き」
- 「I L L システム操作マニュアル改訂版追補」以降の I L L システムの改訂及び機能追加等について

I L L システム参加組織には平成 8 年 4 月下旬頃に発送する予定です。

係名の変更について

平成8年度より、以下の様に係名が変更になります。

(旧) 目録情報課 専門・電子情報係 → (新) 目録情報課 相互協力係

フランス語資料の遡及入力事業

学術情報センターでは、参加機関のデータ入力支援を目的として遡及入力事業を実施しています。平成7年度からは、言語別に資料を整備することによってデータ入力支援を図る方針で、まずフランス語資料を対象として事業を進めています。具体的には、日仏会館図書室のご協力を得、平成7年度から3年計画で日仏会館所蔵のフランス語資料（約45,000冊）の遡及入力を開始しました。

今年度は主に、歴史、哲学、東洋学関係の図書約10,000冊を入力しました。

この事業で入力された書誌レコードに関する書誌調整連絡は、学術情報センターで行います。CRTFA（レコード作成館の参加組織コード）がFA011463のレコードで書誌内容に疑義がある場合には、目録情報課図書目録情報係までご連絡ください。また、その際には日仏会館関係の書誌調整である旨、書き添えてくださるようお願いいたします。

目録システム利用マニュアルのオンライン化

ニュースレターNo. 49でもお知らせしましたとおり、目録情報課のWWWホームページでは、NACISIS-CAT、NACISIS-IILLの紹介を始め、各マニュアルをオンラインで提供しています。

今年度は、以下の資料についてのHTML化を行い、参照できるようになりました。

- 目録システム利用マニュアル データベース編
- 目録システム利用マニュアル 登録編
- 目録システム利用マニュアル 検索編
- 目録システム コーディングマニュアル (既刊行分)
- オンライン・システムニュースレター (No. 1～No. 53)
- オンライン・システムニュースレター抜刷集 No. 1～No. 46

今後は、IILLシステム関係マニュアル、目録情報に関する質問書/回答書などを提供していく予定です。ご意見がありましたら、以下のアドレスまでE-mailでお寄せください。

catadm@catcd.op.nacsis.ac.jp

なお、目録情報課ホームページのURLは以下のとおりです。

<http://www.cat.op.nacsis.ac.jp/welcome.html>

AACR2の改訂について(4)

AACR2の改訂による変更点について、今回は、第25章 統一タイトル 及び 付録A 大文字使用法の一部を取り上げます。

なお、現在総合目録データベースでは、洋資料についても、統一タイトルは無著者名古典、聖典及び音楽作品に対してのみ記録することになっています。

第25章 統一タイトル

25.1 統一タイトルの使用

25.1A (AACR2 25.1)

改訂内容：統一タイトルを使用する目的、及び、統一タイトルの必要性を判断する基準が追加された。

AACR2Amen. 93	統一タイトルを使用する目的として、異なるタイトルのもとに出版された著作の目録記入をまとめる手段・著作を識別する手段としてのほかに、「同一の本タイトルのもとに出版された複数の著作を区別する手段」「ファイルを組織化する手段」となることが追補された。 統一タイトルを使用する必要があるかどうかを決定する基準の1つとして、「同じ本タイトルを持つ別の著作があることがわかっているかどうか(25.5Bを見よ)」が追加された。 (25.5Bは、AACR2の25.5Bと25.5Cを合わせたもの)。
---------------	---

25.2 通則

25.2A

改訂内容：どのような場合に統一タイトルを使用するかについての言及が削除された(1988年改訂では使用すべき場合が拡大されたが、1993年修正により、これについては25.1Aにまとめられたと思われる)。
また、統一タイトルの形の決定について従うべき参照規則が拡大した。

AACR2	「著作の具象化されたもの(改訂版を除く)が種々のタイトルのもとに現れる場合、25.3-25.4に指示するように、一つのタイトルを統一タイトルに選ぶ。」(後略)
AACR2Amen. 93	「ある著作に対する統一タイトルは、以下の各規則の指示に従って形を決定する。」 特定記述対象の記入に対して統一タイトルを用いるべき場合についての段落は削除。 角括弧の使用法については変更なし。

25.2C 冒頭の冠詞 (AACR2R88による新設)

25.2C1 (新設条項)

改訂内容：1988年改訂による新設規定。冠詞に関しては、25.3(1501年以降に創作された著作)に言及があったが、原則として省略するよう大きく変更された。

AACR2 25.3A	「文法上の理由から冠詞が必要でない場合は、基本記入の標目として用いる統一タイトルからのみ冠詞を省略する(すなわち、その他のすべての統一タイトルの冒頭の冠詞はそのまま残す)。」 25.3B 原版の本タイトルを用いる場合に省略するものの1つとして、「文法上の理由から必要とされない、基本記入の標目として用いる統一タイトルの冒頭の冠詞」。
AACR2R88	「統一タイトルを冠詞のもとにファイルする場合(例えば、人名や地名で始まるタイトル)を除いて、冒頭の冠詞は省略する。」

(省略が原則となったため、25.3A、25.3Bから上記の記述は削除された。)

- 09 * 例) AACR2: Dickens, Charles
 [The Pickwick papers]
 The posthumous papers of the Pickwick Club
- AACR2R: Dickens, Charles
 [Pickwick papers]
 The posthumous papers of the Pickwick Club (25.3Aの例)
- AACR2: Hemingway, Ernest
 [The sun also rises]
 Fiesta ... 1927
- AACR2R: Hemingway, Ernest
 [Sun also rises]
 Fiesta (25.3Aの例)
- AACR2: Gaunt, William
 [The pre-Raphaelite tragedy]
 The pre-Raphaelite dream ...
- AACR2R: Gaunt, William
 [Pre-Raphaelite tragedy]
 The pre-Raphaelite dream (25.3Bの例)

典 礼 書

25. 19 通則

25.19B (新設条項)

改訂内容: 1993年修正による新設規定。21.38Aの同修正を参照のこと(複数の宗派によって認められている神学的信経・信仰告白等の記入方法の変更)。

AACR2Amen. 93 一つ又は複数の宗派によって認められている神学的信経、信仰告白等に対する統一タイトルとしては、もしあれば、英語で確立したタイトルを用いる。ないときは、原語のタイトルを用いる。

- 09 * 例) Augsburg Confession
 Westminster Confession of Faith
 Nicene Creed

音 楽 作 品

この部分は1988年改訂版で全面的に改訂され、条項番号は次のように再構成されている。(1) 09

	AACR2Amen. 93	AACR2R88	AACR2
= 25.25 通則		25.25A(r)	25.25
= 個々のタイトル			
= 25.26 通則		25.26A(n)	
= 25.27 タイトルの選定		25.27A1(r)	25.27A
= 25.27A1(a)		25.27B1(r)	
		25.27C1	25.27F
		25.27D1	25.27C
= 25.28 タイトル主要素(2)の分離		25.28A(r)	25.26A
= 25.29 タイトル主要素の作成		25.29A1	25.27B
		25.29B1	25.27D
		25.29C1	25.27E
= 25.30 一つ以上の楽曲形式の名称から成るタイトル主要素への付記事項		25.30A1(n)	
	25.30B1(a)	25.30B1(r)	25.29A1-A4
		25.30B2(r)	25.29B
		25.30B3(r)	25.29C
	25.30B4(a)	25.30B4(r)	25.29D1-D5
	25.30B5(a)	25.30B5(r)	25.29E
	25.30B6(a)	25.30B6(r)	25.29F
		25.30B7(r)	25.29G
	25.30B8(a)	25.30B8(r)	25.29H1
		25.30B9(r)	25.29H2
		25.30B10(r)	25.29H3
		25.30B11(r)	25.29J
		25.30C1(r)	25.31A1
		25.30C2(r)	25.31A2
		25.30C3(r)	25.31A3
		25.30C4(r)	25.31A4
		25.30D1(r)	25.31A5

=		25. 30D2 (r)		=
=		25. 30E1 (r)	25. 31A6	=
=	25. 31	その他のタイトル主要素への付記事項		=
=		25. 31A1 (n)		=
=		25. 31B1 (r)	25. 31B1	=
=		25. 31C1 (r)	25. 31B4	=
=	25. 32	作品の部分		=
=		25. 32A1 (r)	25. 32A1	=
=		25. 32A2 (r)	25. 32A2	=
=	25. 32B1 (c)	25. 32B1 (r)	25. 32B1	=
=		25. 32B2 (r)	25. 32B2	=
=		25. 32C1 (n)		=
=	25. 33	合刻された 2 作品		=
=		25. 33A (r)	25. 33	=

=	ACR2Amen. 93	ACR2R88	ACR2	=
=	25. 34	集合タイトル		=
=		25. 34A1 (r)	25. 34	=
=	25. 34B1 (a)	25. 34B1 (r)	25. 35	=
=		25. 34C1 (r)	25. 36A	=
=		25. 34C2	25. 36B	=
=		25. 34C3 (r)	25. 36C	=
=	25. 35	音楽作品への付記事項		=
=		25. 35A1 (n)		=
=		25. 35B1 (r)	25. 30	=
=		25. 35C1 (r)	25. 31B2	=
=		25. 35C2 (n)		=
=		25. 35D1 (r)	25. 31B3	=
=		25. 35E1 (r)	25. 31B5	=
=	25. 35F1 (a)	25. 35F1 (r)	25. 35B7	=
=	削除	25. 35F2 (r)	25. 31B6	=

ACR2R88の項番を基本とし、Amen. 93で修正されたもののみACR2Amen. 93の列に項番を記した。項番の後ろの丸括弧内のアルファベットは、
(a) 修正 (c) 訂正 (n) 新規定 (r) 改訂
が行われたことを意味する。これらのないものは、項番が変わっていても、本文の変更はない。

- (1) 1988年改訂版の当該部分は、鳥海恵司氏によって日本語に翻訳されている（「ACR2 / 1988年改定版 第25章 統一タイトル 「音楽作品」」鳥海恵司訳 (MLAJ Newsletter, Vol. 11, No. 2 (1989.9.1) pp.7-21)。また、同論文には Music Cataloging Bulletin, v. 20, no. 4 所収の新旧番号対照表も翻訳されている。この記事を書くに当たり、参考とさせていただいた。
- (2) 原語は“initial title element”。上記論文の訳語に従った。ACR2 ではこの語句に相当する部分に、“title”等の語が用いられていた。ACR2R88の用語解説の“Initial title element”の項によれば、「音楽作品のタイトルから選択され、その作品の統一タイトルの冒頭に置かれる語(句)。規定により付記事項を加える必要がない場合は、この要素自体が当該作品の統一タイトルとなる。」

25. 25 通則

25. 25A (ACR2 25. 25)

改訂内容：適用すべき条項をより詳細に規定するようになった。

ACR2	25. 26-25. 36 ←音楽作品に対する統一タイトル
ACR2R88	25. 26-25. 31 ←音楽作品に対する統一タイトル 25. 32 ←音楽作品の部分に対する統一タイトル 25. 33← 1人の作曲者による2つの音楽作品、又は、1つの作品と別作品からの1部分、又は、1作品の1部分と別作品の1部分と一緒に刊行された場合 25. 34 ←集合統一タイトル 25. 35 ←個々の具象化を示す、統一タイトルへの付記事項 (適宜)

個々のタイトル

25. 26 通則

25. 26A (新設条項)

改訂内容：1988年改訂による新設規定。各要素について拠るべき条項の指示。

ACR2R88	25. 27-25. 29 の指示に従って、音楽作品に対する統一タイトルの主要素を作成する。 25. 30-25. 32 及び 25. 35の指示に従って、タイトル主要素への付記事項を加える。 付記事項が必要でない場合は、タイトル主要素を、その作品に対す
---------	---

る統一タイトルとして用いる。

25. 28 タイトル主要素の分離

25.28A (AACR2 25.26A)

改訂内容：タイトル主要素の決定に当たってタイトルから省略するものの追加。

AACR2	「25.27-25.36 で用いる「タイトル」は作品を名付けた語句を意味するが下記に示す部分を除く。(1)~6)省略)」
AACR2R88	「タイトル主要素の決定に当たっては、25.27 に従って選定したタイトルから次のものを省略する。(1)~6)省略) 7) 冒頭の冠詞 (25.2C を見よ)。

09 * 例) AACR2: Les deux journees
AACR2R88: Les deux journees

AACR2: The seventh trumpet
AACR2R88: The seventh trumpet

AACR2: Die Zauberflote
AACR2R88: Die Zauberflote
(下線部が上記定義によるタイトルないしタイトル主要素)

25. 30 1つ以上の楽曲形式名から成るタイトル主要素への付記事項

25. 30A 通則

25.30A1 (新設事項)

改訂内容：1988年改訂による新設規定。

AACR2R88	タイトル主要素が、楽曲形式名のみで構成されている場合は、25.30B-25.30Eの指示に従って、これに付記事項を加える。付記は指定された順序で行う。各要素はコンマに続けて記載する。その他の要素については、25.31を見よ。
----------	--

25. 30B 演奏手段

25.30B1 通則

(AACR2 25.29A1-A4)

改訂内容：25.29A1(演奏手段の付記)、A2(演奏手段を付記しない場合)、A3(記録方法)、A4(パート数を記録する場合)が、1988年改訂により通則として1つにまとめられた。同改訂により、通奏低音への言及が追加された。(1993年修正では、語句や例示の変更・訂正があった)。

AACR2 25.29A3	人声、2以上の非鍵盤楽器がある場合の鍵盤楽器、スコアの順にその他の楽器、の順序で各要素を記載する。
AACR2Amen. 93	人声、2以上の非鍵盤楽器がある場合の鍵盤楽器、スコアの順にその他の楽器、通奏低音の順序で各要素を記載する。

09 * 例) [Trio sonatas, flute, bassoon, continuo ...]

25.30B4 個々の楽器

(AACR2 25.29D1-D5)

改訂内容：25.29D1(用語)、D2(鍵盤楽器)、D3(省略する要素)、D4(通奏低音)、D5(楽器名を特定しない鍵盤楽器)が、1988年改訂により1つにまとめられた。同改訂及び1993年修正により、通奏低音に関する指示の一部変更あり。

AACR2 25.29D4	「basso continuo, figured bass, thorough bass と名付けられていてもfigured bass (数字付低音)のパートに対してはcontinuoを用いる。」
AACR2Amen. 93	「通奏低音に対しては、数字の有無にかかわらず、具象化されているかどうかにかかわらず、また、basso continuo, figured bass, thorough bass, continuo のどれが称されている場合でも、continuo を用いる。」

25. 30C 数の識別要素

25.30C2 (AACR2 25.31A2)

改訂内容：逐次番号の典拠を明示するようになった。

AACR2R88 同一タイトルで同一演奏手段の作品に、音楽関係の参考資料で逐次番号がつけられている場合は、その番号を付記する。

25. 3 1 その他のタイトル主要素への付記事項

25. 3 1 A 通則

25.31A1 (新設条項)

改訂内容：1988年改訂による新設規定。

AACR2R88 タイトル主要素が楽曲形式名のみで構成されているのではない場合は、必要に応じて、25.31B-25.31Cの指示に従って付記事項を記載する。

25. 3 1 B 重複の回避

25.31B1

改訂内容：1の付記事項で統一タイトルの重複を免れない場合に、更に追加できる付記事項の数が増加した。

AACR2 演奏手段又は説明語句の付記によって重複が回避できない場合は、25.31Aで規定した要素の1つを付記する。

AACR2R88 演奏手段又は説明語句の付記によって重複が回避できない場合は、25.30C-25.30Eで規定した要素の1つ以上を付記する。(25.30C-25.30EはAACR2の25.31Aに相当する。)

25. 3 2 作品の部分

25. 3 2 A 単独の部分

25.32A1

改訂内容：番号への言及の追加。サブセクションを設けて詳細に規定するようになった。編曲に関する第2段落を削除。

AACR2 音楽作品の単独に出版された部分に対する統一タイトルとして、作品全体のタイトルを用い、それに続けて、その部分の表示とタイトルとの双方又は一方を記載する。

AACR2R88 音楽作品の単独に出版された部分に対する統一タイトルとして、作品全体の統一タイトルを用い、それに続けて、その部分のタイトルか語句による表示(以下、タイトル等)と番号との、双方あるいは一方を、下記の指示のように記載する。

- 各部分が番号でのみ識別できる場合は、目録対象部分の番号を用いる。
- 各部分がタイトル等でのみ識別できる場合は、目録対象部分のタイトル等を用いる。
- 各部分が番号とタイトル等のいずれでも識別できる場合は、目録対象部分のタイトル等を用いる。
各部分が番号及び同一のタイトル等で識別できる場合は、目録対象部分の番号を用いる。
- 各部分が番号で識別でき、うち一部はタイトル等でも識別できる場合は、目録対象部分の番号を用い、タイトル等があるものに対しては、それを続けて記載する。
- 目録対象部分が、固有のタイトルを持つより大きな部分に属している場合は、より大きな部分も統一タイトルに含める。固有のタイトルでなければ、より大きな部分の表示は省略する。ただし、それが目録対象部分の識別に必要なならば、その表示を含める。

- 09*例) a) Brahms, Johannest
[Ungarische Tanze. Nr. 5]
b) Verdi, Giuseppe
[Aida. Celeste Aida]
x Verdi, Giuseppe. Celste Aida
c) Mozart, Wolfgang Amadeus
[Cosi fan tutte. Come scoglio]
(各アリアにタイトルと番号がついている(Come scoglioは14番))
x Mozart, Wolfgang Amadeus. Come scoglio
Vivaldi, Antonio
[Estro armonico. N. 8]
(各部分に番号と、Concertoというタイトルがついている)
d) Schumann, Robert
[Album fur die Jugend. Nr. 30]
Schumann, Robert

- [Album für die Jugend. Nr. 2. Soldatenmarsch]
 x Schumann, Robert. Soldatenmarsch
 e) Praetorius, Hieronymus
 [Opus musicum. Cantiones sacrae. O vos omnes]
 x Praetorius, Hieronymus. O vos omnes
 Handel, George Frideric
 [Messiah. Pifa] であって, Messiah. Part 1. Pifa とはしない。
 Verdi, Giuseppe
 [Traviata. Atto 3o. Preludio]

25. 32A2

改訂内容：総称的な部分名称に対して，規定の用語の付記では識別できない場合の指示の追加。

AACR2R88 (25.30-31に指示する用語)の付記では十分でなければ，その曲集における当該部分の番号を決め，これを丸括弧に入れて付記する。

- 09 * 例) Milan, Luis
 [Maestro. Pavana (No. 23)]
 Milan, Luis
 [Maestro. Pavana (No. 24)]

2 5 . 3 2 C 付記事項 (AACR2R88による新設)

25. 32C1 (新設条項)

改訂内容：1988年改訂による新設規定。

AACR2R88 音楽作品の単独又は複数の部分に対する統一タイトルに，25.35で規定する要素の適切なものを必要に応じて付記する。

- 09 * 例) Wagner, Richard
 [Ring des Nibelungen. Walkure. Librett. English & German]
 Bach, Johann Sebastian
 [Weihnachts-Oratorium. 1.-2. Theil. Vocal score. English & German]
 Handel, George Frideric
 [Messiah. He shall feed His Flock; arr.]

2 5 . 3 5 音楽作品に対する付記事項

2 5 . 3 5 A 通則

25. 35A1 (新設条項)

改訂内容：1988年改訂による新設規定。

AACR2R88 必要に応じて，音楽作品の統一タイトルに，25.35B-25.35Fの指示に従ってその他の付記事項を記録する。付記事項は規定の順序で記録する。統一タイトルにSelectionsの語を付記する場合は(25.32B1及び25.34C3を見よ)，これを最後の要素として付記する。ただしarr.を使用する場合は(25.35Cを見よ)，最後の要素の直前に付記する。各付記事項は，特に規定する場合を除き，ピリオドに続けて記載する。

2 5 . 3 5 C 編曲

25. 35C1 (AACR2 25.31B2)

改訂内容：適用範囲をいわゆるクラシック音楽に限定。

AACR2R88 作品がいわゆる「純音楽」「クラシック音楽」「芸術音楽」というカテゴリーに属し，編曲と見なされ，かつ，原作者に対する標目のもとに記入される場合は(21.18Bを見よ)，原作に対する統一タイトルとセミコロンに続けてarr.の語を付記する。この指示は，原作者によるトランスクリプションにも適用する。

25. 35C2 (新設条項)

改訂内容：1988年改訂による，いわゆるポピュラー音楽を適用範囲とする規定の新設。

AACR2R88 作品がいわゆる「ポピュラー音楽」というカテゴリー(例えば，ロック，ジャズ)に属し，編曲とみなされ，かつ，原作者に対する標目のもとに記入される場合は(21.18Bを見よ)，原作に対する統一タイトルを用いる。目録対象作品が下記に該当する場合にのみ，arr.の語を付記する。
 a) 器楽作品がボーカル又は合唱用に編曲された場合
 b) ボーカル作品が器楽演奏用に編曲された場合

09 * 例) MacDermot, Galt
 [Hair, Selections; arr.]
 Hair '72 : the Americal tribal love-rock musical / [lyrics] by James Rado, Gerome Ragni ; [music by] Galt MacDermot ; concert band arranged by Len Goldstyne
 (バンド用に編曲されたボーカル音楽)
 しかし,
 Carmichael, Hoagy
 [Songs, Selections]
 Hoagy Carmichael : a choral portrait : for S.A.B. voices and piano with optional guitar, bass, drums, and vibraphone / music by Hoagy Carmichael ; arranged by Robert Sterling
 (伴奏つき合唱用に編曲された歌曲)

25. 35D 声楽及び合唱の総譜 (ボーカル及びコーラス・スコア)

25.35D1 (AACR2 25.31B3)
 改訂内容: 付記する用語として, 複数形にも明示。

AACR2R88 目録対象がボーカル又はコーラス・スコアの場合は, 統一タイトルに, Vocal score(s)又はChorus score(s)の語を付記する。

09 * 例) Wagner, Richard
 [Operas, Vocal scores ...]

25. 35E リブレットと歌曲のテキスト (歌詞)

25.35E1 (AACR2 25.31B5)
 改訂内容: オペラなどの合集に関する指示を追加。

AACR2 Libretto : オペラ, オペレッタ, オラトリオなどのテキストのものに対する統一タイトルへの付記事項
 Text又はTexts : 歌曲, 連作歌曲, 歌曲集に対する統一タイトルへの付記事項
 AACR2R88 Libretto : オペラ, オペレッタ, オラトリオなどのテキストのものに対する統一タイトルへの付記事項
 Text : 歌曲のテキストに対する統一タイトルへの付記事項
 Librettos : 単独の作曲者によるオペラ, オペレッタ, オラトリオなどのテキストのみを収録する合集に対する統一タイトルへの付記事項
 Texts : 単独の作曲者による合集で, Librettos と付記しない場合の付記事項

09 * 例) Mozart, Wolfgang Amadeus
 [Operas, Librettos ...]

付録A 大文字使用法

A. 4 タイトルと責任表示エリア

A.4A1 タイトル要素 (通則)
 (AACR2 A.4A, A.4B, A.4D)

改訂内容: 「引用されたタイトル」(A.4B)を含めて通則となった。「本タイトルのもとに記入されるタイトル」(A.4D)の規定が削除された。(元のA.4C, 4E, 4F, 4G, 4Hは, それぞれ, A.4B1, 4C1, 4D1, 4E1, 4F1に規定されている)。

AACR2 A.4A 本タイトル, 別タイトル, 並列タイトルの初語は大文字で始める。その他の語は, タイトル関連情報の要素の初語を含めて, 当該言語の規則の指示に従って大文字を使用する。
 A.4B 引用されたタイトルは, その初語をそれぞれ大文字で始める。
 A.4D 本タイトルのもとに記入される著作の初語が冠詞である場合, その次の語も大文字で始める。
 AACR2Amen.93 タイトルの初語 (本タイトル, 別タイトル, 並列タイトル, 引用されたタイトルなど)は大文字で始める。その他の語は, 当該言語の規則の指示に従って大文字を使用する。

09 * 例) AACR2: A Dictionary of American English on historical principles
 Amen.93: A dictionary of American English on historical principles

AACR2: Les Cahiers du tourisme
 Amen.93: Les cahiers du cinema

AACR2: The Anatomical record
 Amen.93: The anatomical record

目録情報に関する質問書から (図書)

- 資料種別の記録方法について

最近、AV資料でTRフィールド中に「[映像資料]」「[録音資料]」などと記録されているレコードを見かけるが、そのように記録してよいか。

総合目録データベースでは、資料種別は、コーディングマニュアル 2.1.3 及び 2.1.4により、GMD, SMDフィールドに記録することになっています。これらのフィールドに何らかのコードが記録されていれば、書誌の検索・簡略表示画面でそのコードが表示され、図書形態のものとの区別ができますので、TRフィールドには記録しないでください。

正) GMD:v SMD:f

TR:知的所有権早わかり / 日本経済新聞社編/チテキ ショユウケン
ハヤワカリ

PHYS:ビデオカセット1巻(45分) : VHS, カラー

誤) GMD:v SMD:f

TR:知的所有権早わかり [映像資料] / 日本経済新聞社編/チテキ ショユウケン
ハヤワカリ

PHYS:ビデオカセット1巻(45分) : VHS, カラー

- 楽譜の出版社番号について

楽譜の出版社名や番号は、PTBLフィールドに記録することができるか。またできないとすれば、どこに記録すればよいか。

楽譜のカバーの上部などに、出版社名やその番号が記録されている場合、番号はOTHNフィールドに「PUNO」のコードと共に記録します。具体的には、以下のようになります。

例) GMD:c SMD:z
OTHN:PUNO:1511
TR:Symphony in C / Igor Stravinsky
PUB:London : Eulenburg , [1984], c1948

カバー

```
-----  
| Edition Eulenburg |  
| No. 1511 |  
|  
| Igor Stravinsky |  
| Symphony in C |  
|
```


総合目録委員会・総合目録小委員会の開催

〔平成7年度第2回総合目録委員会〕

標記委員会は3月11日(月) 14:00～16:00に開催されました。
今回の委員会では、目録情報関係の事業報告の後、

1. 平成8年度研修事業計画の説明
2. 総合目録小委員会の審議結果報告
3. 「目録情報の基準運用細則」作成検討部会の活動報告
4. 洋図書書誌レコード(新規作成)記述規則案(一部)の審議
5. 著者名典拠レコード(日本名:団体名)(新規作成)記述規則案の審議
6. 中国語資料データベース化検討WGの活動報告

を行いました。

事業報告に対しては、主としてWWWでの総合目録データベース検索機能の、料金や影響度を含めた位置づけについて質疑がありました。

洋図書書誌レコード(新規作成)記述規則案及び著者名典拠レコード(日本名:団体名)(新規作成)記述規則案については、原案が概ね承認され、最終的な調整を「目録情報の基準運用細則」作成検討部会の最終回で行うことが了承されました。

中国語資料データベース化検討WGについては、今後の進め方に関する質疑があり、次年度以降もWGを継続して検討することが承認されました。

〔平成7年度第2回総合目録小委員会〕

標記委員会は3月6日(水) 14:00～17:00に開催されました。今回の委員会では、目録情報関係の事業報告の後、

1. 平成8年度研修事業計画の説明
2. 「目録情報の基準運用細則」作成検討部会の活動報告
3. 洋図書書誌レコード(新規作成)記述規則案(一部)の審議
4. 著者名典拠レコード(日本名:団体名)(新規作成)記述規則案の審議
5. 中国語資料データベース化検討WGの活動報告

を行いました。

事業報告に対しては、WWWでの総合目録データベース検索機能公開に関連し、OPACとの連携の必要性やローカルデータベースの今後の扱いについて質疑があったほか、目録作業支援のための画像情報提供、目録作業の集中化に関しても意見が出ました。

洋図書書誌レコード（新規作成）記述規則案及び著者名典拠レコード（日本名：団体名）（新規作成）記述規則案については、原案が概ね承認され、説明があった継続審議項目については、各委員が持ち帰って検討することになりました。

中国語資料データベース化検討WGについては、他言語資料の検討計画、適用目録規則の問題に関する質疑があり、次年度以降もWGを継続して検討することが承認されました。

「目録情報の基準運用細則」作成検討部会の審議内容

「目録情報の基準運用細則」作成検討部会 第23回打ち合わせ（調整作業班による）

日時：平成7年12月14日（木） 13:30～17:00

1. 「和図書書誌レコード」について
2.0 「通則」～2.0.6 「ルーズリーフ資料」について、前回の審議結果をふまえた修正案をもとに最終的な確認を行った。
2. 「洋図書書誌レコード」について
4.2.1 「TR」、4.2.2 「ED」について、前回の審議結果をふまえた修正案をもとに最終的な確認を行った。
また、4.2.3 「PUB」、4.2.4 「PHYS」、4.2.7 「NOTE」、4.3 「リンクブロック」～4.3.3 「UTL」、4.4 「主題ブロック」～4.4.2 「SH」については前回の審議結果をふまえた修正案をもとに、4.2.5 「VT」、4.2.6 「CW」については原案をもとに、意見交換を行った。
3. 「著者名典拠レコード」について
第9章 著者名典拠レコード（日本名：団体名）記述規則の各章について、前回の審議結果をふまえた修正案をもとに意見交換を行った。

「目録情報の基準運用細則」作成検討部会 第24回打ち合わせ（調整作業班による）

日時：平成8年1月18日（木） 10:00～17:00

1. 「洋図書書誌レコード」について
4.1 「ID&コードブロック」～4.1.19 「OTHN」について、原案をもとに意見交換を行った。
また、4.2.3 「PUB」～4.2.7 「NOTE」、4.3 「リンクブロック」～4.3.3 「UTL」、4.4 「主題ブロック」～4.4.2 「SH」について、前回の審議結果をふまえた修正案をもとに審議を行い、概ね了承された。
2. 「著者名典拠レコード」について
第9章 著者名典拠レコード（日本名：団体名）記述規則の各章について、前回の審議結果をふまえた修正案をもとに意見交換を行った。

「目録情報の基準運用細則」作成検討部会 第25回打ち合わせ（調整作業班による）

日時 : 平成8年2月20日(火) 13:30~17:00

1. 「洋図書書誌レコード」について

4.0 「通則」～4.0.6 「ルーズリーフ資料」について、原案をもとに意見交換を行った。

また、4.1 「ID&コードブロック」～4.1.19 「OTHN」、4.2.3 「PUB」～4.2.7 「NOTE」、4.3 「リンクブロック」～4.3.3 「UTL」、4.4 「主題ブロック」～4.4.2 「SH」について、前回の審議結果をふまえた修正案をもとに審議を行い、概ね了承された。

2. 「著者名典拠レコード」について

第9章 著者名典拠レコード(日本名:団体名)記述規則の各章について、前回の審議結果をふまえた修正案をもとに審議を行い、概ね了承された。

「目録情報の基準運用細則」作成検討部会 第26回打ち合わせ(全体会議)

日時 : 平成8年3月1日(金) 13:30~17:00

1. 「洋図書書誌レコード」について

4.0 「通則」～4.0.6 「ルーズリーフ資料」、4.1 「ID&コードブロック」～4.1.19 「OTHN」、4.2.3 「PUB」～4.2.7 「NOTE」、4.3 「リンクブロック」～4.3.3 「UTL」、4.4 「主題ブロック」～4.4.2 「SH」について、前回の審議結果をふまえた修正案をもとにこれまでの審議事項の確認及び意見交換を行った。

また、第4章「洋図書書誌レコード」、4.2 「記述ブロック」の原案が提出された。

2. 「著者名典拠レコード」について

第9章 著者名典拠レコード(日本名:団体名)記述規則の各章について、前回の審議結果をふまえた修正案をもとにこれまでの審議事項の確認及び意見交換を行った。

「目録情報の基準運用細則」作成検討部会 第27回打ち合わせ(調整作業班による)

日時 : 平成8年3月18日(月) 13:30~17:00

1. 「洋図書書誌レコード」について

第4章「洋図書書誌レコード」～「ルーズリーフ資料」、4.1 「ID&コードブロック」～4.1.19 「OTHN」、4.2 「記述ブロック」、4.2.3 「PUB」～4.2.7 「NOTE」、4.3 「リンクブロック」～4.3.3 「UTL」、4.4 「主題ブロック」～4.4.2 「SH」について、前回の審議結果をふまえた修正案をもとに、最終的な確認を行った。

2. 「著者名典拠レコード」について

第9章 著者名典拠レコード(日本名:団体名)記述規則の各章について、前回の審議結果をふまえた修正案をもとに最終的な確認を行った。